

国住マ第53号
平成30年2月19日

一般社団法人
日本マンション管理士会連合会会長 殿

国土交通省住宅局市街地建築課長



マンション管理組合への住宅宿泊事業に関する周知について（依頼）

平素よりマンション行政の推進に多大なご協力をいただき、誠にありがとうございます。

国土交通省では、昨年6月の住宅宿泊事業法の成立を踏まえ、分譲マンションにおける住宅宿泊事業をめぐるトラブルの防止のため、平成29年8月29日にマンション標準管理規約を改正し、住宅宿泊事業の可否を管理規約上明確化することを促すとともに、平成29年10月27日公布された住宅宿泊事業法の政省令及び平成29年12月26日発出のガイドラインにおいて、住宅宿泊事業の届出の際、住宅宿泊事業を禁止する旨の管理規約が無いこと、又は住宅宿泊事業を禁止する管理組合の方針が決定されていないことを確認することとし、都道府県及び政令指定都市、関係団体等に対しても管理組合への周知をお願いしてきたところです。

住宅宿泊事業の届出が開始される平成30年3月15日が近づいております。住宅宿泊事業をめぐるトラブルを未然に防止するためにも、あらためて、住宅宿泊事業の可否を管理規約上明確化すること、又は管理組合の総会・理事会において方針を決議することについての管理組合への周知につき特段のご配慮をお願い致します。